

平成28年3月18日

家庭用品品質表示法施行令及び家庭用品品質表示法施行規則の改正について

本日、家庭用品品質表示法施行令及び家庭用品品質表示法施行規則を改正しました。

1 改正の概要

家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号。以下「法」という。)第2条第1項では、一般消費者が通常生活の用に供する商品(繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品)のうち、購入する際にその商品の品質を識別することが著しく困難であり、かつ、その品質を識別することが特に必要なものを家庭用品として政令で指定することとされています。

本改正では、家庭用品について政令である家庭用品品質表示法施行令(昭和37年政令第390号)で全品目を指定することを改め、指定品目の一部を内閣府令である家庭用品品質表示法施行規則(昭和37年通商産業省令第106号)で定めることとします。

なお、本改正前後で、法の規制の対象となる家庭用品自体に変更は生じません。

2 改正の経緯

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)において「政令で指定する品質表示義務のある品目について、社会の変化に柔軟かつ迅速に対応する観点から、品目の指定の在り方を検討し、結論を得る。」とされたことを踏まえ、品目の指定の在り方について見直しを行ったものです。

3 施行日

平成 28 年 4 月 1 日

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課 担当者:北原、和田

電話:03-3507-9205 (直通)

家庭用品品質表示法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文

○家庭用品品質表示法施行令(昭和三十七年政令第三百九十号)

(傍線部分は改正部分)

て製造した繊維製品及び(二)に掲げる織物、ニット(三)(一)に掲げる糸を製品の全部又は一部に使用して製造した織物、ニット生地及びレース生地(二)(一)に掲げる糸を製品の全部又は一部に使用し	(家庭用品) (家庭用品) (家庭用品は、別表のとおりとする。 一項の家庭用品は、別表のとおりとする。 一 繊維製品 (一) 糸 (その全部又は一部が綿、麻(亜麻及び苧麻に限る。)、毛、絹、ビスコース繊維、ポリエステル系格、アセテート繊維、ナイロン繊維、ポリエステル系の合成繊維、アセテート繊維であつて内閣府令で定めるもの他これらに類する繊維であつて内閣府令で定めるもので限る。)	改 正 後
て製造した繊維製品及び(二)に掲げる織物、ニット(三)(一)に掲げる糸を製品の全部又は一部に使用して製造した織物、ニット生地及びレース生地(二)(一)に掲げる糸を製品の全部又は一部に使用し	(家庭用品) (家庭用品) (家庭用品は、別表のとおりとする。 一項の家庭用品は、別表のとおりとする。 一項の家庭用品は、別表のとおりとする。 (一) 糸(その全部又は一部が綿、毛、絹、麻(亜麻及び苧麻に限る。)、ビスコース繊維、銅アンモニア繊維、ビニロン繊維、ポリ塩化ビニリデン系合成繊維、オリ塩化ビニル系合成繊維、ポリアクリルニトリル系合成繊維、ポリ塩化ビニル系合成繊維、ポリアクリルニトリル系合成繊維、ポリカロピレン系合成繊維、ポリウレタン系合成繊維、ポリカロピレン系合成繊維、ポリカロピレン系のは、カース・第二条第のに関する。	改正前

製造し又は加工した繊維製品であつて 生地又はレー ス生地を製品の全部又は一 次に掲げるも 部に使用 して

(電気加熱式のものを除く。

1 る衣服であつて内閣府令で定めるもの 寝衣、 ホームドレス、 上衣、 1 羽織、 子供用オーバーオール、 セーター、 着物、 ブラウス、 靴下、 シャツ、 手袋その他これらに類す スカート、 ズボン、 口 ンパ 水着、 事務服、 ース、 ドレ

2 り品であつて内閣府令で定めるもの ハンカチ、 プロン、 かつぽう着その他これらに類する身の回 マフラー、 スカーフ、 ショ ル、 風呂敷

3 拭いその他これらに類する家庭用繊維製品であつて内 閣府令で定めるもの 床敷物 敷布、 上掛け 布 (パイルのあるものに限る。 寸 (タオル製のものに限る。 カーテン テーブル掛け タオル、 布団カバ 毛 布 膝掛

> 生地又はレース生地を製品の全部又は (造し又は加工した繊維製品であつて 次に掲げるも 部に使用 して

(電気加熱式のものを除く。

1 上衣

2 ズボン

3 スカート

ドレス及びホー ムドレス

6 5 4 ブルオーバー、 カーディガンその他のセーター

ワイシャツ、 開襟シャツ、 ポロシャツその他のシャ

ツ

7 ブラウス

8 エプロン、 かつ ぽう着、 事務服及び作業服

9 オーバーコート、トップコート、 スプリングコー

レインコ トその他のコート

子供用オーバーオール及びロンパース

寝衣 下着

足袋

靴下

19 | 18 | 17 | 16 | 15 | 14 | 13 | 12 | 11 | 10 | 手袋 ハンカチ

敷 布 布

タオル及び手ぬぐい

合成樹脂加工品

以下で ム製の袋(フィルムの厚さが○・○五ミリメートル ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレンフィ 個装の単位が百枚未満のものに限る。

 $\stackrel{\frown}{=}$ 食事用 食卓用又は台所用の器具

=

 \bigcirc 水筒

五 たらい 籠、 バケツ、 洗面器、 浴室用の器具、

湯

23 | 22 | 21 | 20

羽織及び着物

スカーフ及びショー

マフラー、

カーテン ひざ掛け

27 | 26 | 25 | 24 | 上掛け 床敷物 (タオル製のものに限る。) (パイルのあるものに限る。)

ふとん 毛布カバー、

ふとんカバー

まくらカバー及びベッ

ドスプレッド

テーブル掛け

ネクタイ

水着

32 31 30 29 28 ふろしき

帯締め及び羽織ひも

合成樹脂加工品

<u>-</u> かご 洗面器、

たらい、

バケツ及び浴室用の器具

=盆

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 水筒

五 食事用、 食卓用又は台所用の器具

ム製の袋 ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレンフィ (フィルムの厚さが○・○五ミリメートル

以下で、かつ、個装の単位が百枚未満のものに限る。

府令で定めるものたんぽその他これらに類する住生活用品であつて内閣

三電気機械器具

(一) エアコンディショナー(電動機の定格消費電力のに) エアコンディショナー(電動機の定格消費電力が五キロワット以下のものに) エアコンディショナー(電動機の定格消費電力の

(二) テレビジョン受信機

(三) 電気パネルヒーター

(四) 電気毛布

令で定めるもの その他これらに類する台所用電熱用品であつて内閣府 キロワット以下のものに限る。)、電気コーヒー沸器

(六) 電気冷蔵庫 (熱電素子を使用しないものに限る。

(七) 換気扇(プロペラ形の羽根を有するものに限る。

(八) 電気洗濯機(水槽を有するものに限る。)

「(九) 電気掃除機 (真空式のものであつて、電源として

(八) 可搬型便器及び便所用の器具(七) 湯たんぽ

(固定式のものを除

電気機械器具

(一) 電気洗濯機(水槽を有するものに限る。

(二) ジャー炊飯器

(三) 電気毛布

「四) 電気掃除機(真空式のものであつて、電源として

(五) 電気冷蔵庫 (熱電素子を使用しないものに限る。

(六) 換気扇(プロペラ形の羽根を有するものに限る。

(七) エアコンディショナー (電動機の定格消費電力のにあっては、その電熱装置の定格消費電力が五キロワット以下のものに限り、電気冷風機及び熱電素子を使用する計が三キロワット以下、電熱装置を有するものにあ

(八) テレビジョン受信機

(十) 電気ポット ・ 電気パネルヒーター

(+)電気かみそり

電気ミキサー 電気ジューサーミキサー 電気ジューサー及び

構造のものを除く。 卓上スタンド用蛍光灯器具 (机等に取り付ける

兀 雑貨工業品

れらに類する紙であつて内閣府令で定めるもの ティシュペーパー、 トイレットペーパーその他こ

衣料用、 台所用又は住宅用の漂白剤

塗 料

 $\widehat{\mathbb{\square}}$ サングラス(視力補正用のものを除く。

五 浄水器 水道水から残留塩素を除去する機能を有するもの (飲用に供する水を得るためのものであつ

に限る。)

六 七 ショッピングカート 食事用、 食卓用又は台所用のアルミニウムはく

に限る。 他の内閣府令で定める素材を使用して製造したもの 食事用、 食卓用又は台所用の器具 (強化ガラスそ

九 のもの 鍋 (アルミニウム製のもの、 ステンレス鋼製のもの及び銅製のものに限り 鉄製でほうろう引き

> (+1-1) 電気ロースター

(十三) 電気かみそり

(十四) 下のものに限る。) 電子レンジ(定格高周波出力が一キロワット以

十五 る構造のものを除く。 卓上スタンド用けい光燈器具 (机等に取り付け

十六) 電気ホットプレート

雑貨工業品

兀

(十七)

電気コーヒー沸器

用したものに限る。 魔法びん かばん(牛革、 馬革 豚革、 羊革又はやぎ革を使

=洋傘

四 洗浄剤(研磨材を含むものを除く。 洗濯用又は台所用の石けん及び住宅用又は家具用 合成洗剤(研磨材を含むもの及び化粧品を除く。

五 住宅用又は家具用のワックス

六 限る。 部分の最大の厚さが五○ミリメートル以上のものに ウレタンフォームマットレス(ウレタンフォー

)及びスプリングマットレス

七) 接着したものに限る。 これらの混合物を使用し、 靴 (甲に合成皮革を、 本底にゴム、 甲と本底とを接着剤により 合成樹脂又は

八 革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して

つて内閣府令で定めるもの 、容量が十リットルを超えるもの及び加熱装置を有するものを除く。)、魔法瓶(内閣府令で定めるものに限るのを除く。)、魔法瓶(内閣府令で定めるものに限るのを除く。)、魔法瓶(内閣府令で定めるものに限るのを除く。)、魔法瓶(内閣府令で定めるものとび加熱装置を有する。)その他これらに類する台所用品及び食卓用品であるものという。

ト、上衣及び手袋 製造したコート、セーター、ズボン、ドレス、スカー 製造したコート、セーター、ズボン、ドレス、スカー

使用して製造したものに限る。) (十一) かばん (牛革その他の内閣府令で定める素材を

(十二) 洋傘

(十三) 靴(内閣府令で定めるものに限る。

(十四) たんす

(十六) 椅子、腰掛け及び座椅子 机及びテーブル

(十七) マットレス (内閣府令で定めるものに限る。

(十八) 歯ブラシ (電動式のものを除く。)

(十九) 哺乳用具

むものを除く。)、台所用、住宅用又は家具用の磨きを除く。)、住宅用又は家具用の洗浄剤(研磨材を含むもの、、洗濯用又は台所用の石けん(研磨材を含むもの及び化粧品を除く

製造した手袋

(九) 机及びテーブル

(十) いす、腰掛け及び座いす

(十一) たんす

(十二) 合成ゴム製のまな板

及びプルオーバー、カーディガンその他のセーターて製造した上衣、ズボン、スカート、ドレス、コート(十三) 革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用し

(十四) 塗料

(十五) ティシュペーパー及びトイレットペーパ

用又は台所用の器具(木製のもの及び合成樹脂製のも(十六) 漆又はカシュー樹脂塗料を塗つた食事用、食卓

のに限る。)

ものを除く。)ものを除く。)(十七)接着剤(動植物系のもの及びアスファルト系の

---(十八) 強化ガラス製の食事用、食卓用又は台所用の器

の食事用、食卓用又は台所用の器具(十九) ほうけい酸ガラス製又はガラスセラミックス製

(二十) ショッピングカート

(二十一) サングラス (視力補正用のものを除く。)

(二十二) 歯ブラシ (電動式のものを除く。)

(二十三) 食事用、食卓用又は台所用のアルミニウムは

剤 製品であつて内閣府令で定めるもの れらに類する石けん、 のもの及びアスファルト系のものを除く。 (研磨材を含むものに限る。) 家庭用合成洗剤及び家庭用化学 接着剤 (動植物系 その他こ

(二十四) ほ乳用具

二十五 う引きのもの、 を有するものを除く。 に限り、 容量が十リットルを超えるもの及び加熱装置 なべ(アルミニウム製のもの、 ステンレス鋼製のもの及び銅製のもの 鉄製でほうろ

(二十六) ものに限り、 うろう引きのもの、ステンレス鋼製のもの及び銅製の 湯沸かし(アルミニウム製のもの、 容量が十リットルを超えるものを除く。 鉄製でほ

(二十七) 障子紙

(二十八) 台所用、 衣料用、 住宅用又は家具用の磨き剤 台所用又は住宅用の漂白剤 (研磨材

を含むものに限る。)

<u>三</u>十 つて、水道水から残留塩素を除去する機能を有するも 浄水器 (飲用に供する水を得るためのものであ

のに限る。)

○家庭用品品質表示法施行規則(昭和三十七年通商産業省令第百六号)(抄)家庭用品品質表示法施行規則の一部を改正する内閣府令新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

(家庭用品) (家庭用品) (家庭用品) (家庭用品) (家庭用品) (家庭用品) (家庭用品品質表示法施行令(昭和三十七年政令第三百九) (家庭用品) (家庭用品品質表示法施行令(昭和三十七年政令第三百九) (家庭用品品質表示法施行令)(昭和三十七年政令第三百九) (家庭用品品質表示法施行令)(昭和三十七年政令第三百九) (家庭用品品質表示法施行令)(昭和三十七年政令第三百九) (家庭用品品質表示法施行令)(昭和三十七年政令第三百九) (家庭用品品質表示法施行令)(昭和三十七年政令第三方)(昭和三十七年政令第三方)(昭和三十七年政令第三方)(昭和三十七年政令第三方)(昭和三十七年政令第三方)(昭和三十七年政令第三方)(昭和三十七年政令第三方)(昭和三十七年政令第三方)(昭和三十七年政令第三方)(昭和三十七年政令第三方)(昭和三十七年政令)(昭和三十七年政令第三方)(昭和三十七年政令第三方)(昭和三十七年政令第三方)(昭和三十七年政令第三方)(昭和三十七年政令)(昭和三十七年政令第三方)(昭和三十七年政令第三方)(昭和三十七年政令第三方)(昭和三十七年政令第三方)(昭和三十七年政令第三方)(昭和三十七年政令第三方)(昭和三十七年政令第三方)(昭和三十七年政令第三方)(昭和三十七年政令第三方)(昭和三十七年政令第三方)(昭和三十七年政令第三方)(昭和三十七年政令第三方)(昭和三十七年政令第三方,(昭和三十七年政令第三方,(昭和三十七年政令第三方,(昭和三十七年政令第三方,(昭和三十七年政令第三方,(昭和三十七年政令第三方,(昭和三十七年政令第三方,(昭和三十七年政令第三方,(昭和三十七年政令第三方,(昭和三十七年成年第三方,(昭和三十七年的第三方,(昭和三十七年成年第三十七年的第三方,(昭和三十七年的第三十七年的第三方,(昭和三十七年的第三方,(昭和三十七年的第三方,(昭和三十七年的第三方,(昭和三十七年的第三方,(昭和三十七年的第三方,(昭和三十七年的第三方,(昭和三十七年的第三方,(昭和三十七年的第三方,(昭和三十七年的第三方,(昭和三十七年的第三方,(昭和三十七年的第三方,(昭和三十七年的第三方,(昭和三十七年的第三方,(昭和三十七年的第三方,(昭和三十七年的第三方,(昭和三十七年的第三方,(明本的第三方,(昭和三十七十七十七十七年的第三方,(昭和三十七十七十七十七十七十七十七十七十七十七十七十七十七十七十七十七十七十七十七	(交重月-四) 改 正 後	
維 品 製品は 次 所令で定 (新設)		
	改	
	正	
	前	

8 令別表第四号(八)の内閣府令で定める素材を使用して製造した食事用、食卓用又は台所用の器具は、次に掲げるものとする。	三

五四三 やぎ革 羊 革 革

12 11 と本底とを接着剤により接着した靴とする。革を、本底にニューチ原料ルシー 令別表第四号 本底にゴム、合成樹脂又はこれらの混合物を使用し、 (十三三) の内閣府令で定める靴は、 甲に合成 甲皮 次

掲げるものとする。

令別表第四号

の内閣府令で定めるマ

ット

V

、スは、

スプリング マット レ ス

13 する。
成洗剤及び家庭用化学製品は、 令別表第四号 最大の厚さが五〇ミリメートル以上のものに限る。 ウレタンフォームマットレス <u>二</u>十 の内閣府令で定める石け 住宅用又は家具用の (ウレタンフ オ ίλ] ワックスと A 家庭用合 0 部 分 0

費者庁長官との協議

載した協議書を消費者庁長官に送付しなければならない。この消費者庁長官に協議しようとするときは、次に掲げる事項を記二条 都道府県知事又は市長は、令第四条第五項の規定により「(消費者庁長官との長証) 知事を通じて消費者庁長官に送付しなければならない。 <u>;</u>五. 条消 略

第三条 (略) 略 対する都道府県知事 文は市 長 0 報告

第四条 略

ばならない。

「はならない。」

「はならない。この場合において、市長にあっては、当該市をればならない。この場合において、市長にあっては、当該市を次に掲げる事項を記載した協議書を消費者庁長官に送付しなけ第五項の規定により消費者庁長官に協議しようとするときは、昭和三十七年政令第三百九十号。以下「令」という。)第四条 条 都道府県知事(消費者庁長官との) 五. 都道府県知事又は市長は、者庁長官との協議) 家庭 用品 品質表示法施行令

第 |条||(略)| |(消費者庁長官に対する都道| (略)

府県知

事

文は 市

長 0 報告

第三条 略

(略)